

第 36 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 7 月 19 日（水）午前 9 時 34 分から 10 時 10 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	西田 三郎			
農業委員	1 番	高田 真盛	2 番	牛野 進一郎	
	3 番	久保田 力雄	5 番	小山 幸良	
	6 番	寺内 秀昭	7 番	河野 律雄	

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	中峯 哲義	ロ.	小脇 尚武
ハ.	原田 晃生	ニ.	雨田 俊孝

4. 欠席委員

農業委員	4 番	砂坂 浩一郎	8 番	古市 道則
	9 番	中島 一三	10 番	中之園 堅二郎

農地利用最適化推進委員（順不同）

ホ.	向井 克巳	ヘ.	片板 大作
ト.	中園 廣行	チ.	崎田 善昭

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 5 年度第 36 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	中峯智恵美
農地振興係	日高 美保
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農業委員 議席番号 4番 砂坂浩一郎委員、8番 古市道則委員、9番 中畠一三委員、10番 中之藺堅二郎委員。
農地利用最適化推進委員 向井克巳推進委員、片板大作推進委員、中園廣行推進委員、崎田善昭委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。現農業委員の過半数以上出席となります。
- 議長 長 ただいまから、第36回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号6番 寺内秀昭委員、1番 高田真盛委員を指名します。
- 議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第36号 農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認についてです。
令和5年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権5件・農地中間管理権1件を定めたいので承認を求めるものです。私の方で農用地利用集積計画(案)の内、賃借権5件について説明を行います。
資料は3ページをご覧ください。
旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日は令和5年7月31日、始期が令和5年8月1日、終期が令和15年7月31日で、存続期間を10年とするものが再設定の5件です。農地の合計面積は、畑 ●●m²です。
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・46歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B、経営面積は

●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積が●●㎡です。牧草を作付けし、権利の種類は賃借権、賃借料は10アール当り〇万円で、現金支払いとなっております。期間が10年の再設定です。図面は6ページに添付しております。

整理番号2番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・90歳、利用権の設定を受ける者は、整理番号1番と同じで B。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積が●●㎡です。牧草を作付けし、権利の種類は賃借権、賃借料は10アール当り〇万円で、現金支払いとなっております。期間が10年の再設定です。図面は7ページに添付しております。

整理番号3番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 D・69歳、利用権の設定を受ける者は、整理番号1番・2番と同じ Bです。土地の所在が〇〇字△△××番、登記地目は牧場ですが、現況は畑で、面積は●●㎡です。その他畑が11筆で合計12筆、面積合計は●●㎡です。牧草を作付けし、権利の種類は賃借権、賃借料は10アール当り〇万円で、現金支払いとなっております。期間が10年の再設定です。図面は10ページから12ページに添付しております。

整理番号4番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 E・84歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 F、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積が●●㎡です。その他畑が1筆で合計2筆、面積合計は●●㎡です。さとうきびを作付けし、権利の種類は賃借権、賃借料は10アール当り〇万円で、口座振込みとなっております。期間が10年の再設定です。図面は13ページ・14ページに添付しております。

整理番号5番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 G・100歳、利用権の設定を受ける者は、整理番号1番・2番・3番と同じ Bです。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、その他畑が1筆で合計2筆、面積合計は●●㎡です。牧草を作付けし、権利の種類は賃借権、賃借料は10アール当り〇万円で、現金支払いとなっております。期間が10年の再設定です。図面は先ほど差替えました、14ページ—1に添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権5件についての説明を終わります。

事務局

農地中間管理事業による利用権の設定について、私の方からご説明いたします。

資料は15ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。公告年月日は令和5年7月31日、期間は令和5年8月1日から令和10年7月31日

までの5年間で1件です。

資料は16ページ、内訳書になります。

整理番号1番、西之表市〇〇××番地、H・81歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・71歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当たり〇万円の年額〇〇円、期間は5年の新規設定です。

図面は17ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 11番委員。
Bの現在の経営面積は〇町〇反ですが、今回提案された面積が〇〇ヘクタールになるかと思えます。一気に増やした理由をわかっていたら教えてください。

事務局 お答えします。今回はすべて再設定なので、再設定を含めた面積が経営面積として反映されているので期限が切れていないので農家台帳に載っています。システム上のことなのでご理解ください。

議長 ほかにございませんか。

議長 （「異議なし。」の声あり）
異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：J、譲受人：Kほか1件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の18ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権移転が2件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、始良市〇〇××番地 J。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Kです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか2筆。地目は田、地積合計は●●
m²です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は21ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 L。

譲受人が南種子町〇〇××番地 Mです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は26ページから添付しています。

以上2件につきましては、7月10日の現地調査により耕作等について
確認しております。

これで説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いしま
す。

整理番号1番については、私の方で説明します。

12番委員 譲渡人のJさんは、〇〇のNさんの子です。Nさんから譲り受けたとい
うことで現在は、地目は田となっているが、耕作されていません。半分は
荒れている農地です。今回Kさんが購入しKさんの倉庫の横、すくぼを置
いたり、荒れたところを拓いてくれるということで良いことではないかと
思います。皆さんのご審議方よろしく申し上げます。

議長 長 整理番号2番、5番委員。

5番委員 LさんからMさんは以前〇〇にある集落内の町営住宅に住んでいたん
ですが、子供さんも3人いて狭いということで、ちょうどLさんの家が空
いてたものですから、そこを買って、畑までつけて買ってくださいという
ことで、5年前にお金のやり取りは済んでいるようです。この土地の名義
が旦那さんが亡くなっているんですけど、旦那さん名義で今まで名義を変
えるのに時間がかかったということですので、何ら問題はないと思います。
よろしく申し上げます。

議長 長 以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：〇、譲受人：南種子町を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。資料の31ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町中之上2793番地1 南種子町。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 〇です。

土地の所在は、〇〇字△△××番、同字××番の2筆です。地目は畑。地積合計は●●㎡です。

工事計画は、令和5年10月から令和6年10月までの13ヶ月間。

資金は、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円です。

転用目的が移住定住促進住宅用地の造成です。市町村が行う宅地造成については、農地法施行規則第57条第5号のレにより許可可能です。

転用事由の詳細としまして、「各地域における住宅環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、公民連携（PPP）により、民間の持つ多様多様なノウハウ・技術を活用して、移住定住促進住宅を建設することを目的に、建設用地を取得し、造成する。」とのことです。

周囲の状況につきましては、申請地周辺は集落が広がっており、東側に県道となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、盛土を最高2m、最低1m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、よう壁を設ける。法面保護を行う。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅1.5m程度設ける。
- (4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は水路放流、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は32ページから添付しています。

この件につきましては、7月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、2番委員。

2番委員 　今説明してもらったとおりですが、現地は畑になっておりますが、当分の間耕作されず荒れていた土地です。海岸線で海のそばで作物を作るのには適さない土地だと思います。私個人的にはこのようにして利用されるのはよろしいかと考えます。よろしく申し上げます。

議長 　説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 　はい、11番委員。

11番委員 　行政が農地を取得するということには、条件が厳しく設定されていたと思いますが、この件については、特に問題はないと思います。余計なことですが、行政が農地を取得するにはどのような条件があるのか勉強のために教えてください。先ほどの説明であったかと思いますが、中身的には今ひとつわからないので。

事務局 　行政が農地を取得する場合ですが、基本農地を取得することはできないんですが、条件があるので、取得できる場合は。

事務局 　議長、よろしいですか。

議長 　はい。

事務局 　事務局からですが、行政が農地を取得する場合には、基本農地は取得できないということでありまして、要件関係がそれぞれありまして、農地転用関係、住居を設置するなど、公的な利用をする場合とかあるんですが、ここで回答できないので、後の全員協議会で報告したいと思います。

議長 　11番委員、よろしいですか。

11番委員 　はい。

7番委員 　今の件なんですけど、〇〇地区の用地買収の内容と目的は同じということですか。

議長 　それと合わせて、全員協議会で報告させていただきます。

事務局 　お答えします。〇〇の宅地造成と同じです。目的も全部同じですので、同じような住宅が建設されると思います。

議長 　ほかにございませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 　はい、二推進委員。

二推進委員 　町が購入するという話は別にして、良好な公営住宅を提供するということには賛成なんですけど、地図を見れば海拔が低いと思うんですけど、公営住宅を提供するとして安全な土地、考えられるのは津波なんですけど、そこら辺は考えないものですかね。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

ここは町が進める公民連携関係ということで、住宅を建てる候補地を選ぶにあたっては、町の土地対策委員会というのがあって、その中で避難区域として指定されているとか、今言われた津波の対策関係を検討した結果であるので、〇〇地区もまだ上の方の海拔が高い地区を選定したようですが、公民館の方から挙がってきた土地と土地対策委員会で挙がったものと検討された経過があると、私事務局もその土地対策委員会で事情説明を受けたところですよ。言われる海拔 20m以上関係とかいろいろありましたが、そこはクリアしている感じでした。以上です。

議 長
二推進委員

よろしいですか。

よろしいとは思わんけど、で結局津波災害が起こった時は、また町が責任を取らなくてはならないかと。それを思えば、△△地区の海拔の高いところなどを選ぶのが普通なのではないか。〇〇だけではなくて、〇〇地区や〇〇地区など海拔の低い地域がありますので。町営住宅を造るときにはそれらを加味しなければならないかと思えます。

議 長
事 務 局

事務局。

今言われたことも、私がこれから土地対策委員会に出なくてはならない時がありますから、こういう話があったということと、今回の経過については、町営住宅は〇〇地区公民館の上にあった住宅を取り壊したと、それから△△地区に移転した経緯がありますので、これはがけ地関係、住宅事情など含めてですから、今言われてるように危険区域に何故設置するのかということでもあります。これから令和5年・6年と住宅整備が進んでくると思えますので、今日あった意見はつないでいきたいと思えます。

議 長

ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人:Pを議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。事務局。

事 務 局

40ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 P。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は 畑。地積は 41 m²です。

変更年月日については、平成 5 年頃です。

現況といたしまして、『申請地は、前所有者が〇〇××番に建っている倉庫を平成 5 年頃増築し、現所有者が令和 5 年 6 月 22 日に当該部分を分筆登記した。当該地は、すでに建物が建っており、農地として利用するのは困難な状況にある。』とのことです。

参考資料は 41 ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上、この件の内容につきましては、7 月 10 日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 1 番、1 番委員。

1 番委員 Pさんは、前所有者のQさんから家・宅地・倉庫とまとめて購入しております。平成 5 年の増築は、前所有者のお母さんが住んでいました。現状復旧は無理だと思います。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。

